

令和6年度 学校いじめ防止基本方針

安芸市立穴内小学校

1 いじめの定義及び基本理念等

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※児童等とは、学校に在籍する児童をいう。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(3) 学校及び学校の教職員の責務

穴内小学校の教職員は、基本理念にのっとり、穴内小学校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、穴内小学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 学校におけるいじめ防止等の対策

(1) 組織

①組織の名称 「いじめ問題対策委員会」

②組織の役割

ア いじめの未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめをゆるさない環境作りを行う

イ 早期発見・事案対処

- ・いじめの早期発見・事案対処の窓口となり、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があった場合には、緊急会議等により情報を迅速に共有し、対応を検討する。関係児童への聴取やアンケート調査等により事実関係を把握するとともに、いじめであるか否かの判断を行う。
- ・組織的な指導や支援の体制・対応方針を決定するとともに、保護者との連携を図る。

ウ 学校基本方針に基づく取組

- ・学校基本方針に基づく取組及び具体的な年間計画の作成や取組の実施、検証、修正を行う。
- ・学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについて検証し、必要に応じて見直しを行う。

③定例会議 年3回（5月・10月・2月）

④組織の構成

ア 構成員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任
養護教諭、特別支援教育コーディネーター
スクールカウンセラー（SC） 等

イ 相談・通報窓口 担任、教頭、生徒指導主任、SC、養護教諭 等

（2）いじめの未然防止

- ①「わかる授業」を推進し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を学校の教育活動全体を通じて養う。
- ②障害を含む児童の特性について全教員が共通理解した上で、特別支援教育の視点に立った適切な指導・支援にあたる。
- ③地域、家庭と協働した取組を推進するため、普及啓発活動等によりいじめの問題に取り組む重要性について認識を広める。
- ④児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促すため、「いじめ防止キャンペーン」等を実施する。

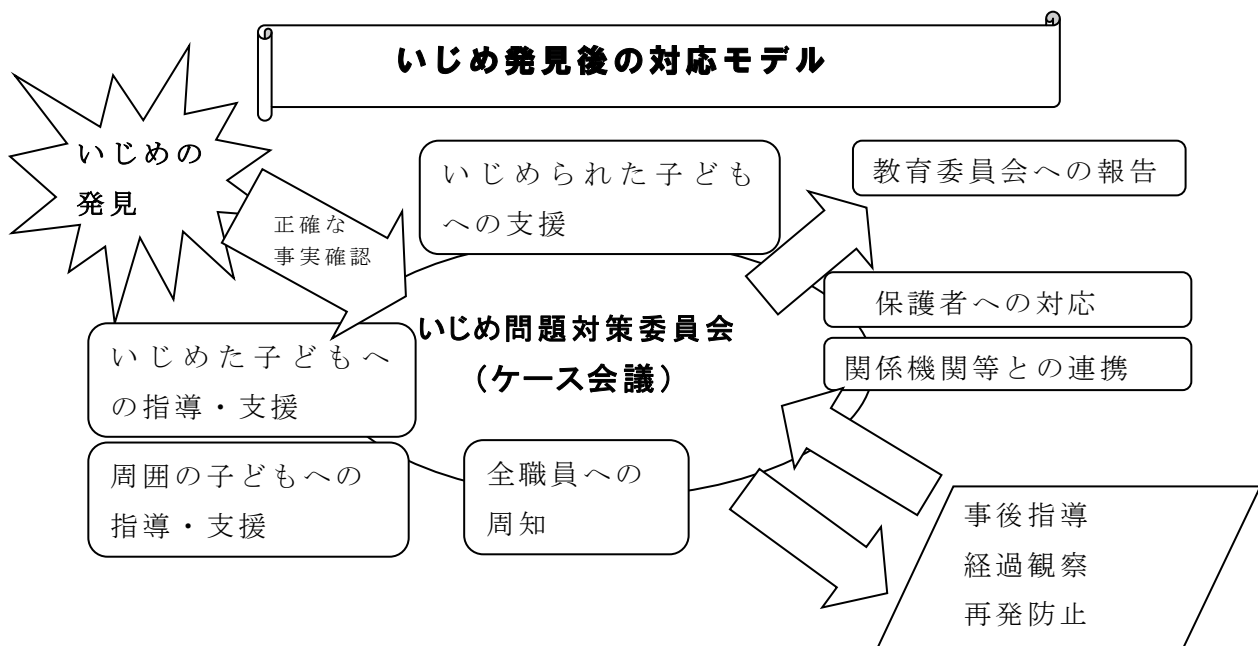
(3) いじめの早期発見

- ①親和的な集団づくりを主眼とした学校・学級経営を行うとともに、児童の観察・見守り等を丁寧に行い、教職員間で情報を共有する。
- ②児童対象いじめアンケート（年2回）及び保護者対象アンケート（学校評価アンケート、年2回）を実施する。
- ③いじめ防止等に関する職員研修を研修計画に位置付け、職員の資質向上を図る。
- ④インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対応できるよう児童、保護者、教職員を対象とした啓発活動や情報モラル研修を行う。

(4) いじめの相談・通報

- ①担任を主体とした、日常的な相談を実施する。
- ②養護教諭、スクールカウンセラー等も積極的に相談に応じる。

(5) いじめを認知した場合の対応



- ①いじめに係る情報を把握した場合は、特定の教職員が一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ問題対策委員会に報告し、正確な事実確認を行う。事実確認後、重大な事案である場合など、必要に応じて教育委員会への報告を行う。
- ②いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせることを第一義とする。その再発を防止するため、いじめを受けた児童と保護者に対する支援、いじめを行った児童への指導・支援とその保護者への助言を継続的に行う。あわせて、周囲の子どもへの指導・支援も行う。

- ③当該児童に対し、安心して教育を受けられるための配慮が必要であると認められるときは、保護者との連携を図りながら、学習が受けられる手立てを講じる。
- ④犯罪行為として取り扱われるべきいじめと判断される事案については、教育委員会及び所轄のサポートセンター、警察署等と連携して対処する。
- ⑤いじめが「解消している」状態に至った場合でも、経過観察を継続し、再発防止に努めるとともに、保護者に事実を伝え、指導方針を具体的に提示しながら再発防止への協力を要請する。

※いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめ問題対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた児童やいじめを行った児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうか判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ①いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。
- ②いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。

(2) 対処の方法

- ①重大事案が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事態に対処する組織を設置する。校内組織は、「いじめ問題対策委員会」に、必要な人材を加えたものをこれに充てる。

- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果は、いじめを受けた関係児童及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤教育委員会へ報告をする。
- ⑥調査結果を踏まえて再発防止の対策を講じる。

(3) 調査の主体

- ①教育委員会と協議の上、学校又は教育委員会が調査の主体となる。
- ②教育委員会の判断により、場合によっては教育委員会の附属機関が調査を行う。
- ③教育委員会が市長に報告した後、市長の判断により、場合によっては市長の附属機関が再調査を行う。

4 公表・点検・評価等

(1) 公表

策定した「学校いじめ防止基本方針」は学校だより等で公開する。

(2) 点検・評価

- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組状況について点検項目を定め検証する。
- ・検証の結果を踏まえ、取組の改善を図るとともに、必要に応じて「学校いじめ防止基本方針」の修正を行う。
- ・評価については、いじめの有無やその件数のみを評価するのではなく、児童に寄り添い、どのように解決できたかについても評価する。